

令和5年7月21日
道路局 路政課
国道・技術課

「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」を閣議決定

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、国が管理する国道の区間（指定区間）を指定する「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

一般国道のうち、高速自動車国道と一体となって全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路の区間や重要都市を連絡する区間等については、国が直轄で管理することとし、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）で指定しています。

今般、本政令を改正し、2. の区間を新たに指定します。

2. 政令改正の概要

一般国道218号の路線の一部区間を指定区間に指定します。

路線名	追加区間	延長
一般国道218号	<small>くまもとけんかみまし きぐんやま とちょうしおばるあざてら お</small> 熊本県上益城郡山都町塩原字寺尾875番5～ <small>みやざきけんにしゅうまぐんごが せ ちやうおおあざさん かしよあざにし のたに</small> 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字西ノ谷10552番1 (蘇陽五ヶ瀬道路)	7.9km

3. スケジュール

- ・ 公布日：令和5年7月26日（水）
- ・ 施行日：令和5年8月1日（火）

問い合わせ先 代表電話：03-5253-8111

国土交通省 道路局 路政課 有賀、伊賀、東富、高砂（内線：37333、37334）

国道・技術課 大胡（内線：37832）

直通番号：03-5253-8480（路政課）03-5253-8492（国道・技術課）